

事 務 連 絡  
平成 25 年 11 月 15 日

各都道府県  
関係部長 殿  
森林・山村多面的機能発揮対策 地域協議会長 殿

林野庁 森林整備部 森林利用課長

### 森林内で森林・林業体験活動等を実施する際の安全確保について

標記の件については、平成 24 年 12 月 4 日付け事務連絡「森林内における森林・林業体験活動等の実施における安全確保について」（別添参照）により、林野庁補助事業等により整備している民有林内施設の管理者や森林内の緑化行事等の主催団体等に対する安全対策に関する指導の徹底を、お願いしたところであります。

今後も、森林・林業体験活動等の実施に当たっての参加者の安全確保は一義的には当該体験活動等の主催者が責任を有すること、また、不特定多数の者が利用する施設で起こった事故については当該施設の管理者責任が問われる場合があることを念頭に、下記の取組を進めていただくようお願いします。

### 記

#### 1 各都道府県へのお願い

(1) 森林・林業体験活動の主催者に対し、次の指導を徹底するようお願いします。

- ・当該活動等を実施する森林について、十分な事前点検を行うこと
- ・ヘルメット等の保護具の着用など十分な安全対策を講じること

また、それらの者に対し、万一の事故に備え、損害保険等への加入が奨励されることを周知するようお願いします。

(2) 不特定多数の者が利用する民有林内施設の管理者に対し、次の指導を徹底するようお願いします。

- ・危険木（枯損木、枯死がある立木、腐朽している立木等）の有無を定期的に点検すること
- ・危険木があった場合は、除去、立入禁止等の措置を講じること

## 2 地域協議会へのお願い

森林・山村多面的機能発揮対策の実施に関し、各活動組織に対し、次の指導を徹底するようお願いいたします。

- ・活動計画書に記載した安全の確保に関する事項を、確実に実施すること

また、それらの組織に対し、万一の事故に備え、損害保険等への加入が奨励されることを周知するようお願いいたします。

担当：山村振興企画班 松本  
山村振興指導班 秋野  
緑化推進班 里見